

① 件名
東日本大震災により被災した介護保険被保険者に係る利用者負担額免除措置の継続について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 被災した要介護者（要支援者）は、いまだに震災の影響で経済的に困難な状況が続いている方も多く、この時期に免除措置を終了することは、介護を受ける機会を奪うことにつながる恐れがある。</p> <p>【目的】 被災者の経済的な負担軽減及び介護サービス利用機会の確保を図ることを目的として、介護保険サービス利用者負担額の免除を継続するもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 介護保険法（平成9年法律第123号） 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号） 介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成12年厚生省令第26号） 東日本大震災に伴う石巻市介護保険サービスの利用者負担額の免除に関する要綱（平成23年石巻告示第146号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成23年3月から平成24年9月まで（国10／10） 対象者 ・半壊以上 ・主たる生計維持者が死亡、行方不明 ・主たる生計維持者が事業の休廃止、失業</p> <p>平成24年10月から平成25年3月まで（国 補助基準額の8／10） 対象者 ・半壊以上 ・主たる生計維持者が死亡、行方不明 ・主たる生計維持者が事業の休廃止、失業</p> <p>平成25年4月から平成26年3月まで未実施</p> <p>平成26年4月から平成29年3月まで（国 補助基準額の8／10） 対象者 ・大規模半壊以上、かつ住民税非課税世帯 ・主たる生計維持者が死亡又は行方不明の世帯であった者、かつ住民税非課税世帯</p> <p>平成28年10月から平成29年2月 東日本大震災による災害被害者に対する平成29年度介護保険利用料減免の意向調査を3回実施（宮城県長寿社会政策課）</p> <p>平成29年 2月21日 東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の減免措置に対する財政支援の延長等について（事務連絡） （厚生労働省老健局介護保険計画課）</p>

⑤ 主な内容																																																											
1 介護保険サービス利用者負担額免除対象者 平成28年度と同様 ①大規模半壊以上かつ住民税非課税世帯 ②主たる生計維持者が死亡又は行方不明の世帯であった者かつ住民税非課税世帯 2 介護保険サービス利用者負担額の免除期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで																																																											
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）																																																											
【影響】																																																											
免除対象者（見込）：約2,000人																																																											
平成29年4月～平成30年3月免除見込額：3億円																																																											
〈通常の介護サービス利用者負担額の費用負担割合〉																																																											
介護サービス・介護予防サービス等の総費用																																																											
9割					1割																																																						
介護保険料 50%		公費 50%			自己負担																																																						
65歳以上 の方の保険料 22%	40歳から64歳 の方の保険料 28%	国 25%	宮城県 12.5%	石巻市 12.5%																																																							
〈利用者負担額の免除実施に伴う影響見込額〉 ←																																																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>費用負担割合</th> <th>内 訳</th> <th>負担割合</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">保 険 料</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1号被保険者保険料 (65歳以上)</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">20.45%</td> <td style="text-align: center;">1号被保険者保険料</td> <td style="text-align: center;">4.09%</td> <td style="text-align: right;">12,270,000円 ①</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〔特別調整交付金(国) (20.45%×8/10)〕</td> <td style="text-align: center;">16.36%</td> <td style="text-align: right;">49,080,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(注)平成28年度負担割合により積算</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">2号被保険者保険料 (40～64歳)</td> <td style="text-align: center;">28.00%</td> <td style="background-color: #f4a460;"></td> <td style="text-align: center;">28.00%</td> <td style="text-align: right;">84,000,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">公 費</td> <td style="text-align: center;">普通調整交付金(国)</td> <td style="text-align: center;">6.55%</td> <td style="background-color: #f4a460;"></td> <td style="text-align: center;">6.55%</td> <td style="text-align: right;">19,650,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">国庫負担金</td> <td style="text-align: center;">20.00%</td> <td style="background-color: #f4a460;"></td> <td style="text-align: center;">20.00%</td> <td style="text-align: right;">60,000,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">県負担金</td> <td style="text-align: center;">12.50%</td> <td style="background-color: #f4a460;"></td> <td style="text-align: center;">12.50%</td> <td style="text-align: right;">37,500,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市負担金 (一般会計繰入金)</td> <td style="text-align: center;">12.50%</td> <td style="background-color: #f4a460;"></td> <td style="text-align: center;">12.50%</td> <td style="text-align: right;">37,500,000円 ②</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">100.00%</td> <td style="background-color: #f4a460;"></td> <td style="text-align: center;">100.00%</td> <td style="text-align: right;">300,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>						区 分		費用負担割合	内 訳	負担割合	金 額	保 険 料	1号被保険者保険料 (65歳以上)	20.45%	1号被保険者保険料	4.09%	12,270,000円 ①	〔特別調整交付金(国) (20.45%×8/10)〕	16.36%	49,080,000円	(注)平成28年度負担割合により積算							2号被保険者保険料 (40～64歳)	28.00%		28.00%	84,000,000円	公 費	普通調整交付金(国)	6.55%		6.55%	19,650,000円	国庫負担金	20.00%		20.00%	60,000,000円	県負担金	12.50%		12.50%	37,500,000円	市負担金 (一般会計繰入金)	12.50%		12.50%	37,500,000円 ②	合 計		100.00%		100.00%	300,000,000円
区 分		費用負担割合	内 訳	負担割合	金 額																																																						
保 険 料	1号被保険者保険料 (65歳以上)	20.45%	1号被保険者保険料	4.09%	12,270,000円 ①																																																						
			〔特別調整交付金(国) (20.45%×8/10)〕	16.36%	49,080,000円																																																						
	(注)平成28年度負担割合により積算																																																										
	2号被保険者保険料 (40～64歳)	28.00%		28.00%	84,000,000円																																																						
公 費	普通調整交付金(国)	6.55%		6.55%	19,650,000円																																																						
	国庫負担金	20.00%		20.00%	60,000,000円																																																						
	県負担金	12.50%		12.50%	37,500,000円																																																						
	市負担金 (一般会計繰入金)	12.50%		12.50%	37,500,000円 ②																																																						
合 計		100.00%		100.00%	300,000,000円																																																						
◎免除に対する市の負担額 49,770千円・・・① + ② ※①は介護保険事業財政調整基金、②は一般会計（一般財源）で負担																																																											
【効果】																																																											
利用者負担額の免除を実施することで、当該被災者の経済的な負担の軽減を図ることができる。																																																											
⑦ 他の自治体の政策との比較検討																																																											
気仙沼市、多賀城市、東松島市が免除継続を表明している。																																																											
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日																																																											
平成29年3月 市議会第1回定例会に補正予算を提案、東日本大震災に伴う介護保険サービス利用者負担額の免除に関する要綱の一部改正（施行予定年月日：平成29年4月1日）																																																											
⑨ その他																																																											
福島原発事故による被災者に対する介護保険利用者負担額、国民健康保険及び後期高齢者医療に係る一部負担金の免除については、平成30年2月28日（平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等の上位所得層は平成29年9月30日）まで国の全額の財政支援により継続される予定。																																																											